

夏季休業期間における岡山市立放課後児童クラブへの  
昼食提供（試行）事業 仕様書

1 事業名

夏季休業期間における岡山市立放課後児童クラブへの昼食提供（試行）事業

2 事業概要

小学校の夏季休業期間中において、公益財団法人岡山市ふれあい公社（以下「公社」という。）が運営を受託している岡山市立放課後児童クラブを利用する児童に対し、昼食の製造及び配達等のサービスの試行提供を行い、利用率や課題等を検証するもの。

3 対象児童

岡山市立放課後児童クラブの在籍児童のうち、保護者等が期限までに昼食の注文等を行った児童

4 期間

全体期間：令和8年7月1日から令和8年8月31日まで

提供期間：令和8年8月3日から令和8年8月29日まで（クラブ休所日除く。）

※土曜開所日（クラブにより異なる。）及びお盆期間（8月13日～15日）の提供は事業者の判断によることができる。

5 実施場所（対象クラブ）

別紙のうち事業者が選定したエリアに運営されている市立クラブ

なお、実施期間中にクラブの使用施設の変更等があった場合、実施場所の変更を行うことがあるため、対応すること。

6 事業内容

(1) チラシデータの作成

ア. 事業者は、本業務の実施に当たり、保護者に対し、昼食の内容、代金及び注文方法などを周知するためのチラシデータ（「PDF」又は「JPEG」形式）を令和8年7月13日までに作成すること。

イ. 印刷したチラシの配布を希望する場合は、相談すること。なお、この場合のチラシの納期は令和8年7月21日までとする。

ウ. チラシの内容については、岡山市及び公社の事前確認をうけること。

(2) メニュー表の作成

ア. 事業者は、メニュー表を作成し、保護者が注文する際にメニューを確認できるよう昼食提供日の10日前までに保護者に公開すること。

イ.メニュー表は、少なくとも1週間単位で作成し、事業者が用意するウェブサイト又はスマートフォン用のアプリケーション等（以下「ウェブサイト等」という。）で保護者に向けて公開すること。

### (3) 受注管理等

ア.事業者は、昼食の注文（変更及びキャンセルを含む。）を、ウェブサイト等により受け付けること。

イ.事業者は、昼食提供日の10日前までに、注文の受け付けを開始すること。

ウ.事業者は、保護者の利便性に配慮した注文及びキャンセル期限を設定すること。

エ.昼食代金（昼食製造費、配送料、その他（システム使用料など）のすべての経費を含む。）については、事業者において、保護者から徴収すること。また、代金の滞納等についても、すべて事業者の責任で対応すること。

オ.昼食代金の支払方法は、クレジットカード決済やスマートフォン決済など、保護者の利便性を考慮した方法とすること。

### (4) 昼食の製造

ア.事業者は、原則、あらかじめウェブサイト等で公開したメニュー表どおりに昼食を製造すること。

イ.昼食は、主食及び副食（米飯1品、おかず3～4品程度）とし、栄養面や児童の嗜好を考慮したメニューとすること。米飯は130g～150g程度とすること。（米飯量を選択できるメニューを設定する場合は、標準量が130g～150g程度とすること。）

※個人の食事量に対応するため、おかずのみのメニューを用意することが望ましい。

ウ.各放課後児童クラブにおいては、電子レンジを含む加熱・調理ができないため、そのままで喫食できる状態で配送すること。

エ.昼食1食当たりの代金は、利用しやすい金額とすること。

代金については「参考 ニーズ等状況調査結果」を参考にすること。

なお、保護者アンケートの結果、1食の代金700円では78%が「週に1度も注文しない」と回答している。

オ.容器は、材質を問わないが、食品衛生上清潔なものとする（使い捨て可）。

### (5) 昼食の配送

ア.昼食は、選定した放課後児童クラブ施設に、午前9時から正午までに配送すること。配送時の置き場は児童クラブスタッフと調整すること。

イ.梱包は、発泡スチロール等の断熱が可能なものを使用し、適切な温度を保つこと。

ウ.梱包材等は遅くとも翌配送時には回収すること。

エ.昼食配送時には、施設ごとに昼食を提供する児童一覧を添付するなど、児童クラブスタッフが提供する児童を把握できる状況にすること。

オ. 弁当容器が使い捨ての場合は、弁当容器や残飯は児童が自宅に持ち帰るため、残飯等が漏れにくい工夫をすること。弁当容器を再利用する場合は、翌配送時まで回収すること。回収が翌日以降（遅くとも翌配送時まで回収）になる場合は配送時の梱包材を活用することで梱包材の外に臭いを出さない工夫をすること。弁当容器を回収する場合は事業者で残飯を処分すること。

#### (6) 安全・衛生管理

ア. 事業者は、原材料の調達、昼食の製造、配送等に当たっては、食中毒事故防止のための衛生管理を適切に行うこと。

イ. 事業者は、業務を実施するに当たり、常に食品衛生法その他関係法規を守り、監督官庁の指示に従うこと。

#### (7) 事故への対応

ア. 事業者は、提供した食事に起因する健康被害又はその疑いがある場合、適切な対応を行うこと。

イ. 事業者は、事故の発生が確認された場合、直ちに岡山市へ連絡し、後に書面により正式に報告すること。

ウ. 事故のため、弁当製造や配送等が困難となった場合、事業者は、早急に岡山市に連絡するとともに、可能な限り保護者に不利益を与えないよう対応すること。

エ. 食中毒など万一の事故に備え、賠償責任保険に加入すること。

#### (8) 苦情処理について

事業者は、保護者の苦情に対し迅速かつ円滑な解決を図るように苦情対応に努めるものとする。また、必要に応じて岡山市へ報告するものとする。

#### (9) 販売実績の報告

事業者は、提供期間終了後販売実績として、次の書類を提出すること。

- ・各クラブ別、学年別、日別の注文実績がわかるもの

### 7. その他

(1) 事業者は、業務全体の管理責任者を配置すること。

(2) 事業者は、食品衛生責任者を配置すること。

(3) 事業者は、昼食提供日には必ず連絡対応（電話、メール等）ができる体制にすること。

(4) 事業者は、やむを得ない事情により本事業より撤退する場合は、1か月以上前に岡山市へ報告しなければならない。

(5) 事業者は、本業務の全部を第三者に委託してはならない。また、本業務の一部を第三者に委託するときは、あらかじめ岡山市の承認を得ること。

- (6) 事業者は、本事業実施により知り得た個人情報等の秘密を他に漏らしてはならない。なお、事業終了後及び解除後も同様とする。
- (7) 岡山市は、配送中の事故その他事業者の故意又は過失によって生じた損害について一切責任を負わない。
- (8) 事業終了後に、今後の事業展開に向けての課題等のヒアリングに協力すること。
- (9) 実績（代金や受注数）は来年度の発注の際に公表されることがある。
- (10) 本事業の収支がマイナスとなった場合でも岡山市による補填等を行わない。

## 9. 疑義等

サービス提供に疑義が生じた場合又は本書に定めのない事項については、岡山市と事業者で協議の上、これを定める。